近畿地方整備局事業評価監視委員会(平成23年度第2回)

議事録

日時:平成23年9月15日(木) 9:31~12:11

場所:近畿地方整備局 第1別館(2階)大会議室

■ 一般国道24号大和北道路 にかかる審議について

【委員長】それでは、審議に入ります。

最初の審議は、資料 No.3の「一般国道24号大和北道路」です。何かご意見ございますでしょうか。

【委員】2つほどちょっとお聞きしたいんですけど、まず奈良県というのは高速道路網がすごく密度が低いというのは多分どこでも出ている統計だと思うんですけど、特に観光の話で関空とのアクセスの時間が短くなりますという話だったんですけど、何かぐるっと回って関空に行きますみたいな話だったんですけど、奈良に直接来て直接帰るとか、そういうアクセス、どれぐらいこれ改善見込みなんかなというので、今と比較して恐らく大分ましになるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の話が間接的にしかわからなかったんで、そこを少し補足していただきたい。

あと、ちょっと私の記憶違いだったら申しわけないんですけども、今まで道路事業でB / Cを見てきたら、大体1.7、1.8とかという値が多かったように記憶しているんですけど、ここは2.2と。それに比べたら随分と大きいなという気はするんですね。それの内訳を見ると、どうも走行時間の短縮便益がやたらと大きく出ているような感じがするんですけども、それはこの時間短縮効果が今まで出てきたやつよりは対費用に対して大きいと、こういう理解でよろしいんですかね。

以上、2点です。

【事務局】まず後半の質問から申し上げますと、おっしゃったとおりで、ここは交通量も 多いですし、短縮効果が大きく出やすいところなので、その影響が出ていると思います。

前者の質問に答えますと、関空からのアクセスがこの道路によって直接、横の線を整備 しているわけではありませんので、関空からのアクセスが60分が変わるかというと、奈 良へのアクセスは、例えば橿原から入った場合とかは変わると思いますけども、そこは変 わりません。ただし、例えば奈良を起点として周遊する場合に、奈良からほかのところに 見に行きたいとかという際に大和北道路とかを使って周遊範囲が広がるという意味では、 例えば関空を利用して奈良に来られて、奈良を周遊する際にアクセス性が向上したりする ことはあると思います。

【委員】下にくっついている点々になっている道というのが今計画されているやつだと思うんですね、和歌山のほうまで行っているやつが。それも全部整備されたときに、例えば今のルートだったら、上を回っていくんだったら、大阪に入った途端に混むので全然時間が稼げないでしょうけど、そっち側で南側へ回っていったらもっと時間が短くなるということを考えられたら、将来的な話、もっと時間が短縮するという効果が出てくるように僕には思えるんですけど。

外国のお客さん今奈良でとても増えているんで、そういうことを考えると、やっぱり関空との接続性というのはもっときちっと説明されたほうがいいと思うんですよね。その点ちょっとお願いします。

【事務局】ありがとうございました。おっしゃるとおりで、事務所の中でも議論したんですけど、ちょっと調べる資料がいろいろありませんで、とりあえず60分でこういうふうに周遊するというふうに言いましたけども、例えば下から入って上から抜けるルートもありますし、いろんなふうに考えられると思います。

【委員】質問なんですけれども、今現在、車線を減らされることでコストダウンというのはよくわかったんですが、実際には高架になる部分と平面で行く部分と24号との関係というのはどういう割合になっているんでしょうか。

【事務局】車線は減らさずに、橋脚を減らすだけですので、全然そのバランスは崩れません。もともとと一緒で……

【委員】それはわかるんですけれども、ずっと高架でいくわけじゃないですよね。

【事務局】ずっと高架で行きます。

【委員】全部高架で行くんですか。ああ、そうですか。

まだこれから具体的な設計に入られると思うんですが、写真を見せていただくと、かなりお寺のようなところの横とかを通ることが見えるんですけれども、十分検討していただきたいと思います。

【事務局】ご意見いただいたので、十分検討してやっていきたいと思います。

【委員】先ほどの委員のご質問と関連するのですが、短縮という説明のところで、例えば

奈良と関空間は、現在は90分ぐらいかかるのですかね。

【事務局】逆なんですけど、阪奈道路を使って西名阪を使って大和北道路を使うと約60 分ぐらいで行けるというふうになってます。

【委員】わかりました。

あと、奈良―和歌山間が、現在180分のところが60分に短縮されるということなんですが、今、奈良―和歌山って180分もかかりますか。

【事務局】これは現道の24号だけ使った場合でして。

【委員】それはよくわかるんですが、やはり時間短縮の説明のときに、なぜ現道だけじゃなくて、実際に第二阪奈ですとか、松原から和歌山までは阪和道がありますから、それらとの比較できちんと入れられたほうが良いのではないでしょうか?何か資料に対してちょっと信頼性が薄くなるって変ですが、あえて時間短縮を強調するみたいにとらえることもあろうかと思いますので。

これ、和歌山市ですよね。

【事務局】はい。

【委員】そうすると、現在180分って、ぐるっと回った道路のほうの既存の道路と比較 されているということ。

【事務局】ぐるっと回ったというか、これはちょっと書き方もあるんですけれども、この 2 4 号沿いに京奈和自動車道をつくってますんで、ほぼですね、それで奈良から和歌山へ 行くときは、今つくってます下側の京奈和自動車道、大和御所道路を使ってずっと橿原インターとか行って、五條に行って、それで五條からまたずっと和歌山まで行くというルートをとられるんですけども、これ途中までできてますので、そこは今後反映して記述して いくようにしたいと思います。

【委員】それは沿線の住民の方にとってはそうだと思うんですね。しかし、観光行動ということになれば、奈良一和歌山は180分はかからないので、やはりそれはきちんとお示しされたほうが、説得力があるのではないかと思います。

【事務局】おっしゃるとおりですね。はい、わかりました。どうも申しわけございませんでした。

【委員長】B/Cを計算されているときは、この値を使ってられないと思うんですよね。 交通量配分の結果を使って計算されていると思います。その意味で、資料の表現は、やっぱり誤解を招くような表現になっているかもわかりませんでしたよね。 よろしいですか。

資料の点で幾つかご指摘ございましたが、事業の妥当性に関するご意見ではなかったと 思います。

それでは、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり、事業継続でよいと判断されるということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。

■ 一般国道483号和田山八鹿道路 にかかる審議について

【委員長】それでは、続きまして、資料 No.4の「一般国道483号和田山八鹿道路」です。何か意見はございますでしょうか。

【委員】B/Cの値は多分どなたでもひっかかっているんじゃないかなと思いますけど、 1.1ですよね。非常にクリティカルな値ですけど、これ、こんだけ、まあ普通に見たら、 今さっき私が申しましたみたいに1.6、1.7、1.8ぐらいがよく出ていたので、低くて 1.3ぐらいやったと思うんです。ここは1.1なんで、かなり低いんですけど、これの主 たる理由というのはどういうことだとお考えですか。

【事務局】何分2車で供用するという話もありまして、交通量が少ないということで、それの走行の便益が少ないかと思います。

【委員】ただ、質問していてこんなん言うのも何ですけど、先ほどの自治体の話でもありましたけど、ここら辺はかなりサービスレベルがほかのところと比べて悪いから、やっぱり改善しないといけないと。特に資料でも出ている災害時とか緊急時とか、多分ここら辺そういう値が載ってないというか、マニュアルにそれを載せるようになってないと思うんで載ってないんでしょうけど、そういった社会的な必要性みたいなのをもう少し何か強調されないと、値だけがひとり歩きしてみると「どうして?」みたいな感じになると思うんで、そこら辺ちょっと十分説明していただいたらよかったなと思いますけど。

【事務局】どうもありがとうございます。

【委員長】ほか、よろしいですか。

それでは、特段のご意見がございませんようですので、原案どおりにしたいと思います。 当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応 方針(原案)のとおり、事業継続であるということにさせていただきたいと。よろしゅう ございますか。

■ 一般国道1号栗東水口道路I にかかる審議について

【委員長】続きまして、資料 No.5の「一般国道1号栗東水口道路I」です。何かご意見 ございますでしょうか。

【委員】栗東水口道路ですけども、先ほど工業団地の図がありましたが、これは甲賀市のあたりもかなり工場が集積している地域なんですね、第二名神がもうちょっと外れたところにあると思うんですけども、その辺の前後のネットワークの中でどういう位置づけなのか。この地図でいうと、もっと右側のほうに第二名神が来ると思うんですけども、この辺は今、結構工場立地が進んでいるとこですし、かなり重要な工場が並んでいるとこですので、もう少し全体のアクセス、それからここは近畿地方整備局ですから近畿地方だけの分なんですけども、当然ながら中部のほうとのアクセスも含めてこの辺に関しては少しご説明をいただくとわかりやすくなるのではと思いますので、その点、お願いですが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

【事務局】ありがとうございます。現在この栗東水口1号バイパス関連で整備していると ころですからこういう形になっておりますけど、委員ご指摘のとおり、全体で見るという ことが非常に大切かと思いますので、しっかり整理してまいりたいと思います。

【委員長】いいですか。

それでは、ご意見がないようですので、一般国道1号栗東水口道路Iに関しましては、 当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応 方針(原案)のとおり、事業継続でよいと判断されるといたしますが、よろしゅうござい ますか。

■ 一般国道161号志賀バイパス にかかる審議について

【委員長】続きまして、資料 No.6の「一般国道161号志賀バイパス」です。 何かご意見ございますでしょうか。

【委員】志賀バイパスに限った話ではないんですけど、ちょっと思いつきみたいなことを申し上げて申しわけないんですけど、いただいた資料の3ページの左下なんですけれども、 I 期区間はこのように暫定供用をしてまして、交通事故が平成12年の24件から漸次1 4件、平成21年には3件まで下がりましたということが書いてございます。右のほうに は、まだ供用してないときにはこういう形でさらに交通事故がふえてますよということで この便益を語られていると思うんですけれども、もしもこの表でその便益を語るのであれ ば、供用した新しい志賀バイパスの道路において何件事故が起こっているかということも 資料としておつけにならないと、その立証ができてないのじゃないかなと思うんです。

というのは、旧道路は当然車の数が減るわけですから、当然それに比例してかどうか存じませんが、漸減するのは当たり前でありまして、新しく供用したところで例えば10件の事故が起こっているのであれば、極端な例で言いますと、平成14年には10件、平成21年には21件の新供用部分についての交通事故が起こっているのであれば、事故の件数というのは一件も減っていないということにもなりかねませんので、ここはそういう表でないと、何か供用して価値があったということになるんかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

【事務局】申しわけございません。今、資料、手持ちございませんので、後ほどまた整理 しましてご説明させていただきます。

【委員】別にそれは結構なんですけど、今言ったような理屈になるんでしょうかね。旧道を1本に走っていたものを旧道と新道に分けて走らせて交通事故が減ったということを言うのであれば、今後の資料としても、じゃあ開通した新道でもこれだけの事故はありましたよ、ありませんよということの足し算をしないと、何かここの便益のことを一定……、この資料だけではなくて、今後もそうなのかというのは、僕の感じでは合うているんですかね。合うているのやったら今後はそうしてほしいし、違うのやったら違うと言っていただかないとと思うんですけど、どうでしょうか。

【事務局】ここの測定値はおっしゃたようなことで調べて提出すべきだと思いますので、それはそうさせていただきますけれども、一般論として申し上げますと、同じ道路で同じような容量、例えば1万台通す道路があったとして、こういう現道のほうが交通事故は多い傾向に全国的にはあります。それは、やっぱり横に自転車が走っていたり、歩道者が走っていたり、横から道路が入ったりということで、専用道路のほうが交通事故が少ない傾向にございますので、この場合、高速道路のほうと現道とに交通が割り振られた分、事故は少なくなるというのがこういう道路をつくったときの効果になりますので、そういうふうなことで両方足して表示するべきだと思います。

【委員長】B/Cのときは両方足して計算しておりますね。ただ、バイパスの場合は、交通事故が減るかどうかというのはケース・バイ・ケースで異なるということが結構起こり

ます。マニュアルの考え方を精査しないといけないとは思ってますけれども、現行の費用 対効果分析マニュアルに従って交通事故減少便益を計算した結果に関しては参考資料とし て提出していただいております。それをご参照して頂きたいと思います。

ほかはよろしいですか。

それでは、資料についていろいろ意見は出ましたですけれども、事業の妥当性に関する ご意見ではなかったということにさせていただきたいと思います。当委員会に提出された 資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり、 事業継続でよいと判断されると、こういうふうにさせていただきたいですが、よろしゅう ございますか。

■ 一般国道26号和歌山岬道路 にかかる審議について

では、続きまして、資料 No.7の「一般国道 2 6 号和歌山岬道路」です。何かご意見ございますでしょうか。

【委員】事業としては特に問題なかろうと思いますけど、4ページの左の地図と右の写真の関係をちょっと教えていただきたいんですけど。右の写真がどこの場所に相当するのかですね。

【事務局】これは、このあたりになります。ちょうど府県境のあたりでした。

【委員】そうですか。そこにはバツ印はついてないんですか。

【事務局】はい、ついてないです。

【委員】それは、今はもうそういう事故は起こりそうにないということでしょうか。

【事務局】いえ、そういうことではないんですが、つけておくのが妥当だったと思います。 申しわけありません。

【委員】この藤戸台の住宅、これ本当に山1つ切り崩して今開発が行われてますよね。それで、22年7月の大雨の際には大学と住宅との間で既に土砂崩れが起こっているんですね。

国交省のほうでいただいた資料では、今斜面地住宅地危険箇所が21万カ所もあるということですけれども、この道路をつくられるときには、当然危険箇所というのは外してらっしゃる、ハザードマップから離れたところに建設されているという理解でよろしいのですね。

【事務局】道路はどんなときにも、雨が降っても、要は崩れて通行できないということが

あってはならないものでございまして、とはいえ、現道の26号につきましては、山合いの、山肌がきついところがあって、こちら、実のところは、250ミリの連続雨量を超えると今でも交通規制を行っているという事情があります。この道路だけだと、大雨が降りますと地域が途絶されてしまうと、交通が途絶されるということもありますんで、新たにこちらの今ご説明しました和歌山岬道路をつくっているという位置づけもありますので、こちらは要は雨とかでとまってはいけないですし、そういう危険はないようにということを見きわめながら設計させていただいております。

【委員長】ほか、よろしいでしょうか。

これも事業の妥当性に関するご意見は特段なかったというふうに判断させていただきたいと思います。当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり、事業継続でよいと判断されるということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

■ 一般国道8号敦賀バイパス にかかる審議について

それでは、続きまして、資料 No.8の「一般国道8号敦賀バイパス」です。ご質問ございますでしょうか。

【委員】質問なんですけれども、10ページにございますコスト縮減というところなんですが、トンネルの断面形状を変えられるというコスト縮減がよくあるかと思うんですけれども、これは具体的にはいつの時点の何の計画に対して今回出されているんでしょうか。

【事務局】すみません、都市計画決定のときの断面と比較して今回新たな工法で断面の縮 小を考えるというところでございます。

【委員】都市計画決定のときに必ず断面を出されるんですか。何年ぐらい前になるんでしょうか。

【事務局】昭和47年でございます。

【委員】47年ですか。わかりました。

今回に限らないんですけれども、往々にしてトンネルのサイズを変えるとか、あとコン クリートをプレキャストにするとかというコスト削減がよく出てくるんですけれども、こ ういうことが削減になるということがわかっていれば、当初計画からそういう形で設計で きるんじゃないかというふうにいつも思うんですけれども、今伺ったように、かなり前に 都市計画で計画されていたものであれば、そのときはそういう技術が応用できるということはなかったんでしょうからコスト削減になるかと思うんですけれども、いつもそのように思いますので、できれば、いつ時点からの変更ということがわかれば、なおありがたいなというふうに思いますし、もっと何か工夫が、こういう一般的な削減というよりも、それぞれの地域でもっといろんな工夫があるのかと思いますので、そのあたりも今後努力していただけたらというふうに思います。

以上です。

【事務局】ありがとうございます。コスト縮減について、今後いつの時点のものに対して ということについては心がけて説明させていただきたいと思います。

また、コスト縮減という視点は、設計段階、そして施工段階というところで常に我々事業者も心がけて、さまざまな取り組みをしてコストを下げていくという努力は常に、常にしていきたいと考えてございます。

【委員】11ページの関係自治体の意見を拝見してますと、福井県の知事さんのご意見は、それほどほかの事業と比べて、ほかの事業ですと「ぜひやってほしい」とか「早期に完成してほしい」とかいう熱意が感じられるんですけれども、この場合はそれほどでもなさそうな感じがするんですがね。そうすると、幾つも事業がある中で、まして今予算が厳しい折から、そういったものは優先順位は低くなるんでしょうかね、全体としましてですね。ほかの事業と比べてですね。これは整備局の方々にお聞きしたほうがいいのかもしれませんけれども。

【事務局】まず、私のほうからよろしいでしょうか。

ここにつきましては、基本的に県さんのご意見といたしましては、事業を継続にして異存はないというところで、それに付随して今後の動向等を見て判断というところにつきまして、我々もそういうような観点を持っているというところと同調して、そしてそれにつきましては交通量の増減とかありますが、整備のやり方について、そういうような、実際に連携をとって協議していこうというような観点だというふうに聞いてございます。

【委員】私も委員として、事業の継続というか、残しておくということについては異存は 全然ないんですけどね。まあ、優先順位は低くなるんじゃないかなと。こういう自治体の ほうのご意見が余り熱意が感じられないように思いますもんですから。まあ、この知事さ んがいつもそういう言い方をされるのかもしれませんけども。ちょっと気になった次第で す。 【事務局】実際、敦賀バイパスの道路建設促進期成同盟会につきましては顧問に知事が入っていただいてございますし、参与は県の土木部長というところで、そこの事業計画についても敦賀バイパスの4車線化の早期完成というところの事業計画を上げていただいてますので、そういう熱意がないということではないかと思ってございます。

【事務局】福井の知事さんの一番の今の思いといいますのは、これで前も評価していただいたんですが、中部縦貫という道路がございまして、福井の北陸道から東海、北陸、岐阜のほうに行って、あと松本、東京のほうに行く道路なんですが、そちらの思いというのは非常に強うございまして、知事さんこれについて特に興味がないということではないんですが、まず第1にそちらへの思いというのはございます。という知事さんの思いというのはあると思います。

【委員】先ほどの指摘と繰り返しになるかと思うんですけどね、この道路って、敦賀バイパスというのは、先ほど最後のほうでちょっと触れられたんですけど、舞鶴若狭自動車道との広域のネットワークの中の位置、必要な路線という位置づけだと思うんですね。これが要は福井から敦賀を経て日本海側の舞鶴、そこからまたさらには兵庫のほうに抜けていくという広域ネットワークの中の1つのものだという位置づけだと思うんです。そういう説明がなかなかないんですね。そこのポイントだけでやってしまうので、そうではなくて、ほかの道路もそうなんですけど、もうちょっと広域で見たときにどうなのかという点をきちっと位置づけていただきたい。

先ほどご指摘があった中部縦貫自動車道に関しては、例えば福井の北部とか、あるいは石川、富山というのは、今までどっちかというと近畿圏という意識が我々あったのが、向こうのほうに道路がどんどん出てきて、中部とか関東圏に引っ張り込まれていると。その中で近畿としてどうするんだというようなことも含めると、広域のネットワークの中の1つですよというような説明はやっぱりしていただきたいなというふうに思います。

【事務局】広域ネットワークの重要性につきましては、もちろん今までもそうですし、今 回の大震災を受けまして特に言われていることでございますので、今後につきましては、 そういう観点、肝に銘じて考えていきたいと思います。

【委員長】事業の妥当性についての話は余りなかったんですが、例えば先ほどご指摘のあったコスト縮減、代替立案等の可能性というのは私も前から気になっておりました。極論をいえば、コスト縮減の可能性はないといいきってもいいと思うんですよ。ところが、今回の話は、特に代替案立案の可能性の問題です。再評価でいろんな状況の変化を見て現行

の計画案とは違う代替案を検討した方がいいのかどうか、そういう視点を持つことが大事 なんですよね。

今回の再評価において、残る区間の4車線化は、今後の敦賀港の国際ターミナルとか、 それから近畿自動車道の供用の交通量の動向等を踏まえつつ考えるということなんですね。 今回の再評価において、代替案立案等の可能性について検討されている。こういうところ はやっぱりもっと強調されてもよかったんじゃないかと思います。

どうもコスト縮減というと、機械的に書いているという感じが否めない。コスト縮減であれば、どういう意味で技術革新があって、コスト縮減が可能になったという説明が欲しい。この案件だけじゃないですけどね、全体の案件を通じてそういう吟味がやっぱりきちっと必要でないかと思います。

ただ、以上のことは事業の妥当性の話に関係することではございません。この審議結果ですけれども、これも当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり、事業継続でよいと判断してよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

■ 一般国道42号田辺西バイパス にかかる審議について

続きまして、資料 No.9の「一般国道42号田辺西バイパス」です。何かご意見ございますでしょうか。

【委員】いただいた資料の6ページ目のB/Cのとこなんですけれども、事業全体の便益が総便益で315億円とありまして、残事業の便益のところの総便益が138億円とございます。ここの総便益、もともと事業全体の総便益の315億円という数字と残事業の便益の総便益138億円という数字が違っております。

例えば、きょう審議させていただいた初めの4つぐらいは、事業全体の総便益と残事業の便益の総便益は数字が同じだったと思うんですね。先ほどの敦賀のところと今回は違うんですけど、そこは残事業の総便益を事業全体の総便益の数字と同じにしたり、ないしは残事業のときには総便益の一部の総便益の数字を使ったりしている。そこはどういうメルクマールで区別されているのかを、簡単で結構です、すみません。

【事務局】先ほど言いましたとおり、全体で3.8kmございまして、ここの600mが供用してございます。あと、全体の事業には、これは当初試算していますけども、残事業で

今度600m引いて、3.2kmで残事業を計算したりB/Cを掲載したりというのが最近の推進でございます。

【委員】お伺いしているのは、あるときには事業全体の総便益を残事業の総便益の数字に持ってこられる場合もあるし、だから今回の田辺西バイパスのときには310億と違う、今おっしゃった一部の数字を持ってきておられますよね。そこの区別の仕方というのは、どこで事業全体の総便益をイコールで持ってこられたり、今回のように残事業は一部だからといって130億という315と違う数字を持ってこられたりするのかという質問なんですが。

例えば、先ほどの和歌山岬道路の8ページのところですと、申し上げているのは、事業全体の総便益は423億と書いてございまして、残事業の総便益も423億と書いてありますよね。和田山八鹿道路も同じようなことだったと思うんです。八鹿道路のほうは、7ページの事業全体総便益は1,173億とありまして、残事業も1,173億。イコールなんですね。いろんな便益の出し方で、間違っているとかいうことを申し上げているのでなくて、あるときにはイコールであったり、あるときには違う数字が、少なりのね、少なり、315億より少ない数字が出て、多くなることはないんでしょうけど、そこの出し方の区別というのが、すみません、勉強不足で申しわけないんですが、簡単で結構ですが、こういうときにはイコールで行くんだ、こういうときには違うで行くんだということを、ちょっと……。そこの何かそれがわかれば教えてほしいなと思って。

【事務局】これは計算する評価単位のことになるんですけれども、例えば今回ですと、途中で開通している部分がありますので、残事業費というのは今の時点で残った事業費のことを言いますけれども、効果というのが開通したところを除いた効果になるんです。総事業費というと全体の事業費を入れますので、例えば和歌山岬ですと途中で開通していないので、残事業費を評価するときの総事業費、残事業の便益を計算するときの総事業費は同じになるんですけれども、そこの違いになります。

【委員】一部開通しているかどうかなんですか。

【事務局】そうです。一部開通していて、残りの区間だけ開通したときの効果を分けて残事業の効果にやっているものもあれば、一気通貫で開通するときは、残事業というのは現在なので、必ず残事業と総事業は違うんですけれども、整備効果の場合は、段階的に開通する場合と一気に開通する場合でイチ・ゼロの場合もございますので。

【委員】そういたしますと、例えば以前、本件の場合でないんですが、和田山八鹿道路と

か、事業全体の総便益の数字と残事業の便益の数字が同じ場合は、事業全体に対して残事業というのは、当然費用というのは残事業の残った費用というのは日を追うごとに、年を追うごとに減っていくだけのことですよね。そうすると、ここの費用便益を出されておりますけど、これは何か意味があるのかな。要するに、費用が残り1億のところで例えばこの日が来てここに提出されたら、総便益は1.173とかいう数字になってくる。

【事務局】そうなります。

【委員】ねえ。そうすると、同じであれば、ここの3.1とか5.1とか10.1というのは全く年月だけの話で、1.1以上であって、かつ最終的には総便益の億単位なら億単位のとこまでの数字が上がるというだけのこと。数字が出てくることになるんですね。

【事務局】論理的には先生がおっしゃるとおりです。

【委員】何か意味があるんかなという気がしますね、そうすると。

【事務局】意味があるのかどうかという議論はまた別ですけれども、ある程度、例えば10%ぐらい進捗していて余り効果が上がらない場合はやめるという選択も選択肢の中にあるもんですから、ですからあと1日のところでやめるということはほとんどないので、すごい効果があるので、ここでやめる必要はないよねという判断をするということが数字としてあらわれているんだと思うんですね。

【委員】わかりました。

【委員長】よろしいですか。ほか、ございませんか。

じゃあ、ございませんようですので、田辺西バイパスですけれども、これも当委員会に 提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原 案)のとおり、事業継続でよいと判断されるということにさせていただきたいと思います。 よろしゅうございますか。

■ 柴山港柴山地区避難港整備事業 にかかる審議について

続きまして、資料 No.10の「柴山港柴山地区避難港整備事業」です。何かご意見ございますでしょうか。

【委員】事業の必要性とかというのは、これは特に疑問はないんですけど、ただ問題は進 捗のスピードの話なんですが、これ開始の時期から考えて、すごく時間がかかっているん ですけど、これ何でこうなるのかというのと、それから、これ日本海ですから、(冬場 の) 工事が大変ということもあるんでしょうけども、やはり避泊の重要性というのは強調 されているとおり非常に大事なんで、一刻も早く能力の効果を発現させるようにしたほうがいいと思うんですけど、もうちょっと早くできないもんなんでしょうかという質問です。

【事務局】兵庫県知事からもご意見いただいているように、できるだけ早期に整備をして まいりたいと思っておりますが、現状でいいますと、大体2年に1函のペースでケーソン の据えつけになっております。

施工の手順でいくと、ケーソンを全部で8層に分けて打ち継いていくというような施工になっておりまして、陸上ヤードで2層目まで打ち継ぎ、それから海上の仮置き場というところに移して、そこで3層目から8層目を打ち継ぎ、それからさらに防波堤の設置場所に持っていくということになります。何分構造物が大きいものですから、施工期間が1層から2層で8カ月ほど、3層から8層まで約1年ほど、製作するのに時間がかかります。

それから、ケーソンを実際に据えつける時期についても、海水浴シーズンを避ける、

漁期を避ける、またここは日本海側ですので冬期風浪を避けるという据えつけ時期に制 限がかかってきます。

あと、ここは山陰海岸国立公園ということになっておりまして、ケーソンの製作ヤードを広げるというのもまた簡単ではないという、非常に制約のある中で事業をおこなっております。できるだけ早期完成に努めたいと考えてございますけども、平成38年まではかかると考えてございます。

【委員】事情はよくわかるんですけど、やっぱり効果発現を考えると、これ、とっととつ くらないとまずいなというので、皆さんそれは痛しかゆしで思ってられると思うんですけ ど、本当にできるだけ早くしてくださいというぐらいですね。

【委員】これ、海の暴風雨を避けるためにこういう形で避難されるのはいいんですけど、 例えば港に接岸して避難するとか、もっと防波堤を強くして、その防波堤の中で、接岸し なくても何かそういう避難の仕方はないんですか。海中に泊まっていなきゃならないんで すか。接岸して避難できないんですか。

【事務局】ここは漁船が多い地区なんですけど、大体そういった貨物船が接岸できるほどの水深がありません。ここにいかりをおろして錨泊をするということになっております。ですから、接岸はここではできない。できないというか、そういうところではありません。ここのエリアの静穏度を確保して、ここに船が入って嵐が過ぎ去るのを待つというようになってございます。

【委員】すみません、全く素人でわからないんですけど、地図を見ても、1隻分の占有エリアがすごい大きいですよね。そうすると、例えばこれ完成して、1,000tですか、1,000GTぐらいのものが例えば先に避難してきて、一番手前のところに停泊してしまうと、真ん中とその後ろというか、奥の2つは使えなくなっちゃいますよね。先に一番大きいのが……

【事務局】ここに泊まっているということですか。

【委員】はい。

【事務局】大体避難するのは、実際に暴風雨の警報なりが発令され、そういう情報を船舶が受けて行動しますので、波がそれほど荒れる前に大抵の場合は行動をします。そのときはここの中に入ってこれる大きさの船舶は入ってこれます。

船はレーダー等を積んでますので、このエリアを使いたい船が万が一2隻とかあった場合、ここはもう埋まっているというとこが分かりますので別のところを探すという避難行動を船舶はとるというふうに考えています。

【委員】そううまくいけばいいですけど、例えば大型船が先に入ってしまえば、後ろの2つは入れなくなるということは事実だと思うんですよね。もっと言ったら、2隻避難、これは3つ避難できるんですか。2つなら2つでもいいですよ。2つでね、例えば入り口に大きい船が、1,000 t 級が先に係留してしまうと、奥はせっかく500 t 級が後で避難しに来ても使えないというのは事実だろうと思うんです。それが1つ。

それから、これ、もっと言ったら、2台避難するとこを使われて、2台やっても、じゃあ3台目が来たとしても、それは2台が先に占有というか、優先している人がいるわけですから、そうすると3台目は残念ながらあなたは出ていきなさい、ないしは沈みなさいと、こういうふうになるんですかね。

要するに、何が言いたいかといったら、何か投資しているわりには効果がもっと、係留とか、湾を、港を深く掘って、係留したらもう少し、2台ではなくて、4台とか5台とか、ないしは防波堤をすることによって最低限転覆とかいう海難を防げる方法が、全然専門外の話で申しわけないんですけど、ないのかなと。要するに、占有面積がすごく大きい割にその効果というのがあるのかなと。言っている意味は、先に大きいのが来たら奥は使えないという話。

もう一つは、2台占有してしまうと、3台目は出ていけの話になるんでしょう。

【事務局】既に入っている場合に、来たときに入れないんじゃないか、そういうご指摘で

すよね。そのときには、船舶はレーダーがついていますので、避難警報が発令されて、どういう行動をとるかといったときに、ここに停泊されているということを船長さんはわかりますので、そのときには柴山港に来て目視して入っていることを確認してから、どこか次の避難場所を探すという行動はとらないと。既に事前に知っておると。

【委員】事前は事後はともかくとして、入れないことは事実ですよね。

【事務局】入れないことは事実です。

【委員】だから、2台分ガレージがあっても1台しか入れないということになっちゃうということですよね。

【事務局】湾の外側の場所に船が泊まっていると中に入れないのかというと、ここでいうと、大体200mぐらい半径があって、船舶の船長が85mぐらいです。船が波の向きによって揺れますので、実際の荒天時については、このエリアというのを確保していく必要がありますけど、嵐の前の静穏な状態のときに入港することは可能と思います。

【委員】暴風雨で転覆する可能性があるから入港されてきているんではないんですか。

【事務局】 暴風雨で入港しますけども、暴風警報などの発令はその海岸で実際に船舶が航行できないというような状況の前に発令はされます。予想して発令されますので、海が荒れて擾乱をして、こういう水域を航行できないという状況の前に、嵐の前に行動をとるということです。

【委員】そうすると、何かこの図示はこの円が大き過ぎて、実は間違いだという話なんで すか。

【事務局】避泊船1隻に対して、円が非常に大きいのは、船は振れ回るという概念なんです。それは、風向きが変わりますと、いかりをおろしても、いろんな方向に船が流されるということを考えてあの円を確保しているもんですから、あの円が船の大きさに比べて非常に大きいのは事実なんです。

ただ、その円に2隻、3隻入ると、やっぱり船がお互いに衝突する可能性があるので、 そこは非常に難しい。

大型船である1万GT、2万GTの船であれば暴風時は沖へ逃げてしまうと。小型船の 漁船なんかは、おっしゃったように岸壁に着けることはできるんだけども、ちょうどこの 500GT、1,000GT、2,000GTあたりはちょうど境界域でありまして、沖に 逃げたら危ない。

それから、500GT、1,000GTの船を暴風時に岸壁から綱をとって泊めておく

係留避泊という、研究もずっとしてきたんですが、やっぱり危ないということで船の側の 同意が得られなくて、暴風時に停泊して避難させるというのは今のところまだできてない んです。ということでこういうふうな大きな振れ回りを考えた避泊エリアをとっている。

そのための静穏な水域を確保するということになっておりますが、おっしゃるように、 本当にこれで効果があるのか、もうちょっと合理的に避泊できるんじゃないかという議論 は私どもの中でもございまして、それはずっと検討しているところでございます。まだそ こまで行ってないということでございます。

【委員】このあたりは、平均で結構なんですけど、日本海が荒れる時期ですけど、もしも あるときに警報が発令されたら、避難を要する船数というのは大体何台ぐらい航行してい るものなんですか。要するに、その辺のデータが全然ないのでね。

もう一つお伺いしたいのは、例えばこの50年間に何回そういう暴風雨で海難事故が起こったのか。この100GTから500GT、500GTから1,000GTの船で、暴風雨が原因でこの地域で――50年でも30年でも結構です――過去どのくらいの転覆事故が起こったのかということを聞きたいのと、それから一体何台ぐらいこの海域にはいるんですか、大体日本海が荒れる時期。この海域というのは、舞鶴から境港のこのあたりなんですかね。要するに、逃げてくる該当の船も、100台該当者がいるのか、二、三台しかいないのかさえわからないので、議論がわからないんですが。

【事務局】このエリアの隻数でございますけども、入出港情報からそれぞれの海域がどの程度の船がいるのかということで計算をしてございますけど、このエリアで大体年間10 0GTから3,000GTクラスで9,500隻が航行をしているということがわかってございます。

ここから実際に船種別の荒天が予測されるときの避難行動の特性、逃げる、あるいは出港しないとか、そういった判断、船の大きさによって変わってきますので、船長さんの判断を考える。それから、避難港以外にも避泊するエリア、ほかの港湾でも避泊するエリアはどこかというところで調べたうえで大体このエリアで5隻分の避泊、避難をする船のエリアが必要だということで、鳥取港と田尻港と柴山港で分担して受け入れると。うち柴山港で3隻分を確保するということになってございます。

船舶の該当の事故件数は、いろんな統計のとり方があろうかと思うんですけども、海上 保安庁第八管区海上保安本部の救難の統計データであると、大体貨物船で4隻から10隻 ぐらいで推移をしているというふうな統計データがあります。 これが沈没かどうか、そこまではちょっとデータがないんですけども、こういったデータが出てございます。

【委員】今までの道路の案件でも、例えばこれだけの事故が起こっているから、こういうことをつくることによってこれだけ減りましたよとか、これだけの騒音が減りますよとか、これだけで今渋滞が起こっているのでこういうものをつくりたいんですという、そういうご説明だったと思うんです。だから、何となく抽象論としてはわかるんですけれども、実は当該、暴風雨が吹く圏内でこの船が大体これだけいて、過去の統計ですと、何でひっくり返ったのか――ひっくり返ってないのも含まれているんですかね。何かちょっとそれもよくわからないんですが、その原因が例えば平均何件ありますと。この柴山港にこれをつくることによって、例えばそのうちの1つは防げますでしょうとか、何かそういう……。言っている意味わかりますか。要するに、もともとの事故があって、これをつくること

言っている意味わかりますか。要するに、もともとの事故があって、これをつくること によってそういう投資効果が得られるんだというのが数字で出てきてないので、実際上これをつくっても本当に避難する人がいるのか。

要するに、暴風雨があって、港をつくるのはいいんだけど、間に合わないという漁船だってあるわけですよね。ないしは、暴風雨があったって、悠々と航行できる船だってあるし、鳥取港に逃げる船だってあるし、整備不良でいずれにしろこんなんをつくってたって沈む船だってあるわけです。だから、結局それらを除いてこれをつくって意味がある船というのは、それを除いた数で逃げ込める数ですよね。もっと言ったら、そこにずっと漂流していたって転覆しなかったかもわからない船だってあるわけですよね。その辺の数字が出てこないので、何か何件こうしていて、暴風雨がどうなって、何件逃げてきて助かって、どれだけの投資効果があってとかいうのがよくわからないので、何か判断しようがないような感じがあるんですけどね、僕には。

【事務局】具体的な海難といいますか、座礁事故なり沈没の事故が今まで何件あって、それが何件になるというような、データには確かになってございません。年間のこの日本海の沿岸で航行している船舶の隻数、そこから大体海難事故が発生する可能性のある波高というのが何日この沿岸では出るのかということを見て、海が荒れる発生件数から実際どれだけの需要があるのかということで、その需要を満たすような形で計画はつくっています。今、統計データであるような何隻が何隻に減るというようなデータの出し方とか、そういうふうな数字には確かになってはございません。

ただ、事故が起きて、それを減らすといいますか、実際に貨物を積んで日本海の沿岸で

輸送している船舶があって、そこで実際に避泊を必要とする船が何隻いるのかということ を推計しておりますので、投資効果がないとかということではないとは思っております。

それから、避泊の実績、既に停泊できるところが、100GTから500GTのところがございますけども、実際に避泊エリアにしている泊地(-6m)については、避泊行動をとっている船舶は実際にはございますので、避泊をしないということにはならないと思ってございます。

【事務局】ちょっと補足いたします。6ページの費用対効果分析のところに安全便益を出しておりまして、これは、船のクラス別に分けて確率論で海難減少に伴う損失の回避額を 算出しております。

海難事故は、そんなに陸上の道路の事故のようにたくさん起こるわけではないもんですから、海象条件と、どのくらいの船がどういう事故を起こしたかというのを全国で統計をとって、その統計に基づいて事故率を出して計算しているものですから、そういった便益の出し方と今ご説明したものとがよりうまくリンクしないので、いろいろご疑念があると思いますので、その辺の説明の仕方をもうちょっと工夫させていただきます。

ただ、この海域について、どのくらいの事故が起こって、それが毎年どうなのかというと、先ほどの八管本部のああいうデータしかないものですから、その辺についてはもう少ししっかりとご議論いただけるようなものをまた考えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

【委員長】こういうことに関しては、すでにマニュアルができているんでしょう。リスク 分析をして避泊の便益を出す方法に関してはルール化されていて、それに基づいて今回計 算しているんですよね。

【事務局】はい、そのとおりです。

【委員長】マニュアルをつくるときにはきちっとリスクの分析を、あるいはリスク評価を 科学的な方法で検討している。参考資料の中に数字がいっぱい出てきます。参考資料とし て、計算方法に関する情報が開示されているんじゃないですか。そこの基本的な考え方を ご説明いただいたらそれでいいと思うんですけど。

参考資料をもう一つつけておられますよね。

【事務局】はい。

【委員】避泊って、なかなかわかってもらえないでしょうね。

【委員長】よろしいですか。ちょっと説明の仕方に工夫が欲しい。

【事務局】便益の計上、損失回避額ということでおっしゃっていただきましたですけれど も、損失額の原単位、事故が起きたときにはどれだけの損失が出るか。

それから、損傷区分別ですね。それは、事故の重大性といいますか、座礁するとか、そういった事故の損傷区分によって発生確率というのを出して、これは収容隻数、それから年間の荒天回数、海難が発生する可能性のある日数というのがどの程度なのかというのを日本海の各沿岸で出すと、日本海側の場合は年間13.7日ということで、これの計算をしまして、海難損傷減少に伴う損失回避額、中身としては、操業停止の損失とか、人的損失とか、積荷自体の被害額とか、事故船の処理費用とか、油の除去費用とか、そういったもので計上して便益というのを出してございます。便益の計上法については、こういった内容になってございます。

【委員長】いろんなパラメーターに関しては、本省のほうでその値を決められている。 【事務局】はい。

【委員長】決められた数値を使って計算していると、こういう理解ですね。決めるに当たっては、過去のいろんな事例とか、そういうのに基づいて、発生確率というのが1つはポイントなんだろうと思いますけどね。そこを精査されてこられていると、こういうことだと思うんですけど。

【事務局】そういう計算の仕方をしているんですけども、少しリアリティを持っているいろと、実態といいますか、何が起こっているかをこの地区でご説明しようとしたんですが、なかなか両者に乖離があるものですから、少しわかっていただきにくかったと思います。 またその辺、説明の仕方も工夫させていただきたいと思います。

【委員長】じゃ、もうよろしいですか。いいですか。

それでは、いろいろご意見がありましたけども、やっぱりわかりにくい現象なのかもわかりませんね。

それでは、柴山港の件ですけれども、妥当性については、3隻1回というのはもうちょっと個々の検討の余地はあるらしいんですが、この整備事業そのものの妥当性、それについてのご意見ではないと判断させていただきたいと思いますが、対応方針のとおり、事業継続でいいということにさせていただきたいですけど、よろしゅうございますか。その点に関してはご異論なかったと思うんですが。

じゃあ、ありがとうございました。

■ 淀川河川公園 にかかる審議について

それでは最後、資料 No.11の「淀川河川公園」です。ご意見ございますでしょうか。

【委員】ちょっとこの資料に直接ついてないやつで、こっち側の参考でつけているやつのもので、「共通ー様式1」で検討対象公園となっているやつで、一番下のとこなんですけど、評価基準年23年度のとこを見たら、僕の桁の見間違いじゃなかったら、これ年間維持費が8億円なんですが、そんなもんなんですか。これ、全体の広場面積で、現供用面積だけで180haあって、全体供用図で見ても、緑地面積だけで800ha以上、広場面積だけで400ha弱で、維持管理費が年間13億円ぐらいなんですけど、これはこんなもんでできるもんなんですか。

【事務局】前回評価時が維持管理費で10億ぐらい、今回評価時で8億ぐらいで、やはりオープンの公園ですので、そういった実際の人の使うところの管理、例えばテニスコートですとかグラウンドとか、そういったものは管理運営自体を切り出してます。ですから、そういうところは料金を取って管理運営をされていると。それ以外のところの例えば草刈りですとか施設の更新とか、そういうのは行っているんですが、確かに面積にしては何とかそういう金額で今のところできていると言えばできている状況になってます。

【委員】ちなみに、これ事業の中で結構な部分が維持管理にかかっているようにも見えた んですけど、実際お金がかかっているというのは、草刈りが一番かかっているんですか。

【事務局】4分の1ぐらい草刈りにかかっています。やはりああいう芝生に維持するのは 維持管理がかかると思います。

【委員】ほかは何かそんなに目立ったものというのはないんですかね、品目で。

【事務局】いろんな施設が古くなってきますので、そういったものの更新ですとか、それ と新規の開園が河川整備計画の議論だとか、あるいは基本計画の議論の間少し止まってま したので、新規の整備はこれからということになっていこうかと思っています。

【委員】今後の建設費というところで、うち用地費21億とあるんですけれども、まだ用地を買わないといけない必要があるんでしょうか。

か、地域の利用の中でどう位置づけしていくかというのはこれからの議論だと思っています。

【委員】恐らくその沿川の地方自治体と一緒に開発したり公園をつなげたりということが あると思いますので、特にそういう土地を買収せずに一緒にやっていけたらいいのかなと いうふうに思います。

【委員】直接この事業自体にという話ではなくて、ちょっと教えていただきたいんです。 通常の公園であれば、計画をつくって、ハードウエアの整備をやって維持管理をやって終 わりだという話になるだろうと思うんですけど、河川敷のこういう形の公園の場合には、 河川整備とあわせて、公園として使う、あるいは使い方というのは、これどんどん変化し ていきますよね。淀川の場合も当初と比べてどんどん広がっているし、整備の仕方も違っ てきてますよね。

そういう中で、当初と計画自体が変わっている中で、昭和48年当時はこうだったとか、 今はどうだ、これから先どうだというように、全体供用が平成43年と言うけど、43年 になる前に多分基本計画自体もまた変わっていくだろうと思うんです。そういう意味では こういう公園単位で評価していくのがいいのか、その中の、例えば三川合流部についてこ ういう整備をするという単位で見ていくのがいいのか、ちょっとそのあたりが気になった ところなんです。

今の段階でB/C12以上あるからとは思うのですけども、極端な言い方をしたら、多分これで平成43年までに今の計画どおりにつくって終わりということにならずに、計画自体も変わっていくだろうし、事業の内容も変わっていくだろうという中で、そういう変化するものをどう評価していったらいいのかというところがちょっと気になったんですけどね。

【事務局】おっしゃるとおりだと思います。ほかの事業では、例えば残事業の評価をやったりもしているのですが、公園はそういう残事業をどう評価するかという手法もまだ定まってない状況でして、なおかつ、ご指摘がありましたように、議論しながら整備も考えているというところもあります。

厳密に言いますと、今後、例えば大阪府域で3地区追加開園をしますという話をさせていただきましたが、追加開園の多目的広場と駐車場とかという小さなやつだけを取り上げて、都市公園の小さな公園だという認識をして、それだけを取り上げて評価するというのは、手法としては可能だろうと思います。ただ、それをこの淀川河川公園でやるのがどん

な意味があるかはわからないのですが。例えば先ほどおっしゃった20年というのも、2 0年で果たして終わるかどうかというのがよくわからない中での20年、費用便益を出す ための20年でもありますので、本当に公園というのをどのようにB/Cを出していくか というのは、引き続き検討が必要だというふうには思っております。

【委員】今のご質問に関連して、コメントなんですけど、河川公園なんで、上流から下流までつながっているわけですね。その間には舟運もあり得るし、いろんな観光要素が新たに発生する可能性もあって、ですからスポット、スポットで個別個別にやるよりは、やっぱり全体、総体として上流から下流まで一体のものとして考えるほうが、河川公園というものは妥当なんじゃないかなというふうに思っておりますけど。

【委員】ごめんなさい。私の言い方が悪くて、誤解を招いたかもしれないんですけど、全体として評価するというのは私も必要だろうと思うのですが、例えば公園でも、明石のやつとか奈良のやつ、これまでやりましたけど、ああいうものであれば、基本的な設計をやって、それをいつまでにつくっていくという形で、微修正はあるとしても、そう大きな変化がある、整備の事業の変化があるわけではないんだけれども、この淀川の河川公園なんかは、やはり河川整備の状況に合わせて淀川の河川公園全体の整備のあり方というのも時代ごとに変わっていくだろう。そういう変わっていくということが想定されているものを一体どういうふうにこの場で評価していったらいいんだろうか。

特にB/Cなんか出すときに、とりあえず今の基本計画に基づいてやるしかないんだろうけども、その基本計画で平成43年に全体供用しますというけど、多分平成43年ごろにはまた違う基本計画になっていて、違う事業内容になっていてという、そういう意味では43年までに終わりというんじゃなしに、もっと先、先に計画も変わりながら整備されていくものを一体どういうふうに評価していったらいいんでしょうか。その点についてどうお考えなんでしょうか。何かあるんでしょうかということをちょっとお伺いしたかったということなんです。

【事務局】なかなか難しいかと思うのですが、1つの方法としてそういったことを整備していくという仕組みが適切かどうか、どのようにちゃんと意見を聞いているか、先ほどの地域協議会を設けていますとか、そういった意思決定の仕組み自体が適切かどうかをご議論いただくという観点と、やはり公園というのは使ってもらって何ぼですので、実際の開園したところがどのように人に来てもらっているかとか、そういった事後評価というのは十分可能という気がいたします。

それでいいますと、年間600万人ぐらい来てもらっていますので、1人当たり1,0 00円ぐらいの効果があるとすると、年間60億円ぐらいの効果があって、そんなにお金 かけてませんので、そういうざっとした評価は各地区でもできなくはないかなと思います が。

【委員長】今、委員がおっしゃったことは難しい。

【委員長】河川事業の残事業評価をどう考えていったらいいかというのはずっと議論はしているんですね。公園の残事業評価をどう考えたらいいのか、というマニュアルができてない、そういう段階なんですね。

治水事業にしても、今、残事業の評価結果が1を切るようなとこが出てき始めております。その水系一貫とした事業として効果を発揮する中で一つ一つの施設の評価をどう考えていけばいいのか。例えば、左岸は整備したけども、人口が少ない右岸は整備されてない。洪水が起こったら右岸のほうへ必ず流れる。そういう中で右岸がB/Cが少ないからとめていいのか。1より少ないのでプロジェクトを中止してしまうというジレンマ。今まで1を守るというのが一つの河川の治水経済調査要綱の考え方だったんですが、今それはちょっと外しましょうという議論も出てきているんですね。

それじゃ、総事業便益が1で、残事業便益も両方が1というのはプロジェクト継続にかんしては、慎重に検討する必要がある。総事業便益は確保しながら、残事業便益が1を切ったときの考え方をどうするか。しかし、それは結局個別個別で見ていかな仕方がない。一つ一つの事業のその時点での妥当性ということを判断していかざるを得ないというのが現状です。答えになっているようでなってない。そうしか言いようがないというね。そういうような状況だろうと思いますね。

治水事業ですらそうで、この公園にかんしてはもう一つ、先生がおっしゃったように、 河川の整備事業のほうに従属して変わってくるもんですからね、将来が非常に見通しがつ きにくいという難点、論点は多分あるかと思いますけども。

ただ、やっぱりこの再評価というのは、当初の計画の枠組みの中で、継続がいいかどうかという議論で、もしここで何かいろいろ議論が出てくれば、長期的には計画そのものへのフィードバックということはあろうかと思いますが、それはこの委員会の所轄の範囲外の話だと。そういう整理の仕方をさせていただきたいなというふうに思います。

それでは、妥当性の話というのはほとんどなかったので、これも原案どおり、事業継続でよいと判断されるという形で取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅう

ございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議は以上で終わります。

■ 一般国道24号大和北道路 にかかる意見について

【委員】すみません、ちょっとよろしいですか。直接ではないんですが、大和北道路に関することで、これ今、橿原あたりまで、京奈和ですか、完成しているということだと思うのですけれど、残りの部分というのは、この評価委員会で後に評価の対象になるということでよろしいでしょうか。

それであれば、ちょっと将来的なことなのですが、今この大和北道路に関しては、奈良県の沿線地域が 29%、出荷額が80%ということで、これは必要な道路だと思うんですが、残り和歌山に向けての道路はずっと山間部ですよね。そうすると、和歌山県というのは和歌山市に人口も産業も集中しているので、例えば産業面からいえば、大阪までもう道路が2本通ってますから、和歌山の産業のために奈良までこの道路を通す必然性というのは少ないのではないかと思うのですね。

そうしますと、今度は観光ということになるんですが、先ほど観光のときに、観光の必要性として3つの世界遺産ということでしたが、高野山の場合は観光地ではなくて霊場ですので、そのあたり、京都に行って、奈良に行って、ついでに和歌山、高野山まで行って観光するという地域ではないので、その地域の意見をどういうふうに反映するのか。県を通じてしっかり聞いていただくということだと思うのですが、やはり高野山の観光協会等々にきっちりそこは確認をしていく必要があるのではないかと思います。

それで、あともう一つ、防災というところ、今回の洪水の被害から考えてもこれは非常に大切なことだと思います。ただ、防災という観点でこの道路の必然性を今後訴えるのであれば、今これインターが橋本ですよね。橋本から和歌山というのは既に幹線道路もあると思うんですけども、今回のような紀南地域に入る道路、この橋本からどういうふうに紀南地域に入るのかというところを含めて、道路整備も含めて訴えていただく必要があるのではないでしょうか?今回も、私が勤務する和歌山大学に防災センターがありますので、県のほうからボランティアを要請されているのですが、道路が今寸断されていて、きのうの時点では龍神から1本田辺、新宮のほうに入る道が確保されているかもしれないという

で訴えられる場合は、このインターからどんなふうに紀南地域にアクセスするかというと ころ、そこの整備も含めて一緒に考えていただきたいなと思います。

【委員長】ご意見として承っておきます。

本日の審議はこれで終わりにしたいんですが、次回以降はもっと案件がふえてくるんで、 プレゼンはめり張りきかせてお願いしますね。事前に我々は資料はいただいているので、 一般的な背景とか、そういうのはもうわかっておりますので、ポイントに絞ってご説明い ただきたいというふうに思います。

■ 事業評価監視委員会審議、議事録(速報版)の確認 について

【事務局】長時間にわたります審議をいただきまして、ありがとうございました。

【委員長】それでは、議事3、事業評価監視委員会審議議事録の確認及び修正に移ります。 お手元に配付されました議事録案について、事務局より読み上げてください。

【事務局】お手元の資料のとおりでございます。審議結果のところをごらんいただきたい と思います。

本日の案件9件でございますが、いずれも各事業の再評価は当委員会に提出された資料、 説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり、事業継 続でよいと判断される、このようにまとめてございます。

【委員長】よろしゅうございますか、議事録。

それでは、お手元の資料のとおり確認させていただきたいと思います。

そのほか、事務局から皆さんにお知らせされることは……。

【事務局】特にございません。

【委員長】委員からも追加ございませんね。

それでは本日の審議を終了いたします。

【事務局】長時間の審議ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして平成23年第2回近畿地方整備局事業評価監視委員会を閉会といたします。長時間の審議、まことにありがとうございました。

[議事録終わり]